

新潟市高等職業訓練促進給付金等支給要綱

（目的）

第1条 この要綱は、母子家庭の母又は父子家庭の父が、就職に有利でありかつ生活の安定に資する資格を取得するため、当該資格に係る養成訓練を受講する場合に、受講中の生活に要する費用の一部を支給することにより、負担の軽減を図るとともに、資格の取得を容易にし、もって母子家庭及び父子家庭の経済的自立を促進することを目的とする。

（給付金の種類）

第2条 この要綱で定める給付金（以下単に「給付金」という。）の種類は次のとおりとする。

- （1）高等職業訓練促進給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。以下「訓練促進給付金」という。）
- （2）高等職業訓練修了支援給付金（法第31条第3号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。以下「修了支援給付金」という。）

（対象者）

第3条 この給付金の対象者は、市内に在住する母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に20歳に満たない者を扶養している者をいう。以下同じ。）であって、訓練促進給付金にあつては次条に掲げる資格を取得するための養成機関（以下単に「養成機関」という。）で修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金にあつては養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の要件を満たす者とする。

- （1）児童扶養手当の支給を受けている又は新潟市ひとり親家庭等医療費助成を受給している者と同等の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）なお、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者又は新潟市ひとり親家庭等医療費助成を受給している者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。
- （2）就職を容易にするために必要な資格として市長が定める資格（以下「対象資格」という。）を取得するため、養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。
- （3）就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
- （4）原則として、前条に掲げる給付金又は当該給付金と同様の目的で支給される給付

金を過去に受給していないこと。

(対象資格)

第4条 市長が定める資格は、以下の資格とする。

- (1) 看護師
- (2) 准看護師
- (3) 介護福祉士
- (4) 保育士
- (5) 理学療法士
- (6) 作業療法士
- (7) 保健師
- (8) 助産師
- (9) その他、上記に準じ、市長が地域の実情に応じて定める資格

(支給期間等)

第5条 訓練促進給付金の支給の対象となる期間は、対象者が修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間とする。

2 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算48月を超えない範囲で支給するものとする。（令和2年度以前に修業を開始し、令和3年4月1日時点で修業中の者についても、通算48月を超えない範囲で支給して差し支えない。）

3 訓練促進給付金は、月を単位として支給するものとし、第8条に規定する申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

なお、専門実践教育訓練支援給付金及び訓練延長給付等、高等職業訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする支給を受けている場合は、高等職業訓練促進給付金等事業の対象とならない。

4 修了支援給付金は、修了日を経過した日以後に支給するものとし、原則として第8条に規定する申請のあった日の属する月以降の月において支給するものとする。

なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。

(支給額等)

第6条 訓練促進給付金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給の請求する場合にあっては、前年度）分の地

方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額10万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月（その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額14万円。平成24年3月31日までに修業を開始した者は月額14万1千円）

（2）前号に規定する者以外の者 月額7万5百円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月（その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額11万5百円）

2 修了支援給付金の支給額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（1） 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 5万円

（2） 前号に規定する者以外の者 2万5千円

（事前相談の実施）

第7条 市長は、この事業の実施に際して、給付金の受給希望者の把握に努めるとともに、支給を受けようとする母子家庭の母又は父子家庭の父の事前相談に応じるものとする。

2 事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の資格取得への意欲や能力、養成機関における単位取得及び当該資格の取得見込みを的確に把握するとともに、生活状況について聴取し、支給の必要性について十分確認するものとする。

（支給申請書の提出）

第8条 給付金の支給を受けようとする対象者（以下「支給申請者」という。）は、訓練促進給付金にあっては高等職業訓練促進給付金支給申請書（別記様式第1号）（以下「訓練促進給付金支給申請書」という。）に、修了支援給付金にあっては高等職業訓練促進給付金修業完了届及び高等職業訓練修了支援給付金支給申請書（別記様式第5号）（以下「完了届及び修了支援給付金支給申請書」という。）に、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付して市長あてに提出しなければならない。ただし、当該書類により明らかにすべき事項のうち公簿等により確認ができるものについて市長がその確認を行うことに同意した者は、その事項を明らかにするために必要な書類を省略することができる。

（1） 訓練促進給付金

ア 支給申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し（児童扶養手当及びひとり親家庭医療費助成事業

を受給していない者)

イ 次に掲げるいずれかの書類

- (a) 支給対象者に係る児童扶養手当証書の写し又はひとり親家庭等医療費助成事業受給者証の写し
- (b) 支給申請者の前年（１月から７月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和４０年法律第３３号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない３０歳以上７０歳未満の扶養親族以外のものをいう。）及び生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。）の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別紙様式８「１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
- (c) 支給申請者の前々年（１月から７月までの間に申請する場合は３年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別紙様式８「１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

ウ 第６条第１項第１号に掲げる者にあつては、支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第６条第１項第１号に掲げる者に該当することを証明する書類

エ 在学（在所）証明書等支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類

(２) 修了支援給付金

ア 支給申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）

イ 次に掲げるいずれかの書類

- (a) 支給対象者に係る児童扶養手当証書の写し又はひとり親家庭等医療費助成事業受給者証の写し
- (b) 支給申請者の前年（１月から７月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別紙様式８「１６歳以上

19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」)及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

- (c) 支給申請者の前々年(1月から7月までの間に申請する場合は3年前の年)の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類(別紙様式8「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」)及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)

ウ 支給申請者の属する世帯全員の住民票の写し(修了日における状況を証明できるものに限る。)

エ 第6条第2項第1号に掲げる者にあつては、支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第6条第2項第1号に掲げる者に該当することを証明する書類(修了日の属する年度(修了日に属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度とする。)の状況を証明できるものに限る。)

オ 当該カリキュラムの修了証明書の写し等修業していた養成機関の長が証明する修了を証明する書類

- 2 訓練促進給付金支給申請書の提出は、修業を開始した日以後に行うことができる。
- 3 完了届及び修了支援給付金支給申請書の提出は、修了日を経過した日以後、修了日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときはこの限りでない。
- 4 訓練促進給付金支給申請書及び完了届及び修了支援給付金支給申請書は毎月15日を提出期限とする。なお、15日をこえて月末までに申請された場合は、翌月の末日に支給するものとする。

(支給決定)

第9条 市長は、訓練促進給付金支給申請書を受理した場合は、当該支給申請者が支給要件に該当しているか審査し、速やかに支給の可否を決定し、遅滞なくその旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知しなければならない。

なお、支給の可否の決定に当たっては、必要に応じて母子・父子自立支援員等で構成する審査会を開催することができるものとする。

2 前項の規定により支給の決定を行った場合には、別紙様式2「高等職業訓練促進給付金支給決定通知書」(以下「支給決定通知書」という。)により、支給しない決定を行った場合には、別紙様式6「高等職業訓練促進給付金 認定請求(申請)却下通知書」により、当該母子家庭の母、父子家庭の父に通知するものとする。

3 市長は、修了支援給付金支給申請書を受理した場合は、速やかに支給の可否を決定し、遅滞なくその旨を通知するものとする。

(修業期間中の受給者の状況の確認等)

第10条 市長は、訓練促進給付金の支給を受けている対象者(以下「受給者」という。)に対し、おおむね四半期ごとに在籍証明書の提出又は出席状況の報告を求めることにより、当該受給者の養成機関の在籍状況等を確認するほか、定期的に修得単位証明書の提出を求めることができる。

2 市長は、受給者に対して、前項の他、給付金の支給に関して必要と認める報告等を求めることができる。

(修業期間中の変更等の届出)

第11条 受給者は、当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者(当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。)に係る市町村民税の課税状況が変わったとき、若しくは世帯を構成する者(当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。)に異動があったときは、やむを得ない事由がある時を除き、14日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(受給資格喪失の届出)

第12条 受給者は、母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったこと、新潟市内に住所を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと等、または、専門実践教育訓練支援給付金及び訓練延長給付等、高等職業訓練促進給付金等事業と趣旨を同じくする支給を受けたことにより支給要件に該当しなくなったときは、別紙様式3「高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届」(以下「受給資格喪失届」という。)を、やむを得ない事由がある時を除き、喪失事由が発生した日から14日以内に市長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し)

第13条 市長は、受給者が支給要件に該当しなくなったときは、その支給決定を取り消し、遅滞なくその旨を、別紙様式4「高等職業訓練促進給付金支給取消決定通知書」(以下「支給取消決定通知書」という。)により当該対象者に通知しなければならない。

(修業完了届の提出)

第14条 受給者は、修業期間を修了した後に、市長あてに、別紙様式5「高等職業訓練促進給付金修業完了届及び高等職業訓練修了支援給付金支給申請書」及び別紙様式7「高等職業訓練促進給付金 資格取得及び就職状況報告書」(以下「資格取得及び就職状況報告書」という。)を提出しなければならない。

(1) 完了届及び修了支援給付金支給申請書の添付書類は次のとおりとする。

ア 養成機関の長が証明する修了証明書

(2) 完了届及び修了支援給付金支給申請書の提出期限は、原則として修了日の翌日から起算して30日以内とする。

(3) 資格取得及び就職状況報告書の提出期限は、原則として修了日の翌日から起算し

て90日以内とする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の執行に必要な事項は、市長が別に定める。

(経過措置)

第16条 令和3年7月以前分の訓練促進給付金の支給月額の決定に係る対象者及び当該対象者と同一世帯に属する者には、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）における寡婦等のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとしていた者の平成29年所得から令和元年所得についてなお従前のおりの取扱をした場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者をいう。以下同じ。）を含み、訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であったときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

2 令和3年7月以前分の訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者が、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和2年政令第381）による改正前の母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）において寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であったときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象

者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。ただし、改正後の規定については、平成20年4月1日以降に養成機関において受講を開始した者から適用することとし、平成19年度以前から養成機関において受講をしている者については、なお、改正前の規定による。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年11月2日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟市高等技能訓練促進費等支給要綱の規定は、平成21年6月5日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

2 改正後の規定は、平成25年4月1日から適用する。

(経過措置)

3 改正後の第5条第1項第2号に規定する訓練促進費の支給については、父子家庭の父に係る支給に限り、平成25年9月30日までの間において申請があった場合は、第3条に規定する対象者に該当するに至った日の属する月以降の各月について支給できるものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。ただし、改正後の規定については、平成20年4月1日以降に養成機関において受講を開始した者から適用することとし、平

成 19 年度以前から養成機関において受講をしている者については、なお、改正前の規定による。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 11 月 2 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新潟市高等技能訓練促進費等支給要綱の規定は、平成 21 年 6 月 5 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

2 改正後の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

3 改正後の第 5 条第 1 項第 2 号に規定する訓練促進費の支給については、父子家庭の父に係る支給に限り、平成 25 年 9 月 30 日までの間において申請があった場合は、第 3 条に規定する対象者に該当するに至った日の属する月以降の各月について支給できるものとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 19 日から施行し、この要綱による改正後の新潟市高等職業訓練促進給付金等支給要綱の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 17 日から施行し、この要綱による改正後の新潟市高等職業訓練促進給付金等支給要綱の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 3 月 29 日から施行し、この要綱による改正後の新潟市高等職業訓練促進給付金等支給要綱の規定は、令和 3 年 3 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 訓練促進給付金の支給月額が 10 万円となる市町村民税が課されない者には、寡婦

等のみなし適用対象者（平成２９年所得から令和元年所得において同法第２９２条第１項第１１号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第２９５条第１項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第２９２条第１項第１２号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとしていた者の平成２９年所得から令和元年所得についてなお従前のおりの取扱をした場合に同法第２９５条第１項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者をいう。以下同じ。）を含み、訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成２９年所得から令和元年所得において地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２３条第１項第１１号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第２号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第１３号に規定する合計所得金額が１２５万円を超える者に限る。）及び同項第１２号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第３４条第１項第８号に規定する控除を受ける者をいう。）であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

附 則

この要綱は、令和３年１０月２９日から施行し、この要綱による改正後の新潟市高等職業訓練促進給付金等支給要綱の規定は、令和３年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和４年６月２７日から施行し、この要綱による改正後の新潟市高等職業訓練促進給付金等支給要綱の規定は、令和４年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和５年４月２５日から施行し、この要綱による改正後の新潟市高等職業訓練促進給付金等支給要綱の規定は、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月26日から施行し、この要綱による改正後の新潟市高等職業訓練促進給付金等支給要綱の規定は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年10月7日から施行し、この要綱による改正後の新潟市高等職業訓練促進給付金等支給要綱の規定は、令和6年9月1日から適用する。

(別紙様式1)

年 月 日

(宛先) 新潟市長

氏名

高等職業訓練促進給付金支給申請書

高等職業訓練促進給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

①氏名	フリガナ		③生年月日	年 月 日生 (歳)
②個人番号				
④住所	(〒 -)			電話 () —
⑤過去の受給の有無	過去に高等職業訓練促進給付金を受けたことが (ある ・ ない)			
⑥養成機関及び修業内容	養成機関	(区 分) 昼 間・夜 間		
	所在地		電話 () —	
	修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年間)		
	修業に係る資格	看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士 保健師・助産師・その他 ()		
⑦支払希望金融機関	金融機関名		支店名	
	口座番号	普通・ 当座	フリガナ 口座名義	
	☐ 公金受取口座を利用します			

同意書

高等職業訓練促進給付金の支給要件の決定のために必要があるときは、下記世帯員の住民基本台帳及び市民税の課税状況等を市長が関係当局に報告を求める事に同意します。

世 帯 員	
・ 氏 名 (生年月日) 年 月 日生 (個人番号)	同 意 欄 印
・ 氏 名 (生年月日) 年 月 日生 (個人番号)	印
・ 氏 名 (生年月日) 年 月 日生 (個人番号)	印
・ 氏 名 (生年月日) 年 月 日生 (個人番号)	印
・ 氏 名 (生年月日) 年 月 日生 (個人番号)	印
・ 氏 名 (生年月日) 年 月 日生 (個人番号)	印

- ※ 世帯員の中に他市町村から転入した人がいる場合は、その人に係る転入前の市区町村発行の所得証明書（所得控除、課税内容等の記載があるもの）を添付してください。必要年度については担当職員におたずねください。
- ※ 上記に世帯員の同意の捺印がない場合は、住民票の写し、所得証明書等が必要になりますのでご注意ください。
- ※ 婚姻によらないで母又は父となった人で、現に婚姻をしていない人は記入欄の・にレ点をしてください。

(別紙様式2)

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

高等職業訓練促進給付金支給決定通知書

年 月 日付けで提出のありました高等職業訓練促進給付金支給申請書について、下記のとおり決定しましたので通知します。

①氏名		フリガナ	②生年月日	年	
				月 日生 (歳)	
③住所		(〒 -)		電話 () —	
④ 養 成 機 関 及 び 修 業 内 容 に つ いて	養成機関名				
	所在地			電話 () —	
	修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日		養成区分	昼間・夜間
	修業に係る資格	看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士 保健師・助産師・その他 ()			
⑤ 支 払 希 望 金 融機関	金融機関名			普通 ・ 当座	
	支店名			口座番号	
	口座名義 (フリガナ)				
⑥ 支 給 期 間	年 月 ~ 年 月 (月分)				

(別紙様式3)

年 月 日

(宛先) 新 潟 市 長

氏名

高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届

下記のとおり、高等職業訓練促進給付金を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。

①氏名	フガナ	②生年月日	年 月 日生 (歳)
③住所	(〒 -)	電話 () —	
④受給資格がなくなった理由	イ 法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で無くなったため。 ロ 新潟市に住所を有しなくなったため。 ハ 養成機関への修業を取りやめたため。 ニ その他 ()		
⑤理由が発生した日	年 月 日		

(別紙様式4)

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

高等職業訓練促進給付金支給取消決定通知書

年 月 日付けで提出のありました高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届に基づき、下記のとおり支給取消決定しましたので通知します。

①氏名	フリガナ	②生年月日	年
			月 日生 (歳)
③住所	(千 -)	電話 () —	
④支給取消決定の理由			
⑤支給取消開始月	年 月から		

(別紙様式 5)

年 月 日

(宛先) 新 潟 市 長

氏名

高等職業訓練促進給付金修業完了届及び高等職業訓練修了支援給付金支給申請書

下記のとおり高等職業訓練促進給付金支給のための修業が完了したので届け出ます。

①氏名	フリガナ		③生年月日	年 月 日生 (歳)
②個人番号				
④住所	(〒 -)			電話 () -
⑤養成機関 及び 修業内容	養成機関	(区 分) 昼 間・夜 間		
	所在地			電話 () -
	修業期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (年間)		
	修業に係る資格	看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士 保健師・助産師・その他 ()		

上記のとおり養成機関においてカリキュラムを修了しましたので、高等職業訓練修了支援給付金の支給を申請します。

⑥過去の受給の有無	過去に高等職業訓練修了支援給付金を受けたことが (ある ・ ない)			
⑦支払希望金融機関	金融機関名		支店名	
	口座番号	普通・当座	フリガナ 口座名義	
	☐ 公金受取口座を利用します			

同意書

高等職業訓練修了支援給付金の支給要件の決定のために必要があるときは、下記世帯員の住民基本台帳及び市民税の課税状況等を市長が関係当局に報告を求める事に同意します。

世 帯 員	
・ 氏 名 (生年月日) 年 月 日生 (個人番号)	同 意 欄 印
・ 氏 名 (生年月日) 年 月 日生 (個人番号)	印
・ 氏 名 (生年月日) 年 月 日生 (個人番号)	印
・ 氏 名 (生年月日) 年 月 日生 (個人番号)	印
・ 氏 名 (生年月日) 年 月 日生 (個人番号)	印
・ 氏 名 (生年月日) 年 月 日生 (個人番号)	印

- ※ 世帯員の中に他市町村から転入した人がいる場合は、その人に係る転入前の市区町村発行の所得証明書（所得控除、課税内容等の記載があるもの）を添付してください。必要年度については担当職員におたずねください。
- ※ 上記に世帯員の同意の捺印がない場合は、住民票の写し、所得証明書等が必要になりますのでご注意ください。
- ※ 婚姻によらないで母又は父となった人で、現に婚姻をしていない人は記入欄の・にレ点をしてください。

(別紙様式6)

第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当： 課)

高等職業訓練促進給付金 認定請求（申請）却下通知書

年 月 日 付で請求（申請）がありました、高等職業訓練促進給付金については、次の理由で請求（申請）を却下しましたので通知します。

【却下理由】

- 今後の認定請求について
今後、生活の状況に変動があって、認定請求（再申請）を希望される場合は、改めて下記問い合わせ先にご相談ください。

〈問い合わせ先〉

〒	新潟市	区
新潟市	課	係
直通電話		

(別紙様式 7)

年 月 日

(宛先) 新 潟 市 長

氏名

高等職業訓練促進給付金 資格取得及び就職状況報告書

下記のとおり、養成訓練修了後の資格取得及び就職状況を報告します。

1. 資格取得について

☐ 資格を取得することができた。

資格名 _____ 資格名 _____

☐ 資格取得できなかった。

理由 _____

2. 資格取得後の就職状況について

☐ 就職できた。

就 労 先	会社名		勤務開始日	年 月 日～
	勤務先住所			
	雇用形態	☐ 正社員 ☐ 派遣社員 ☐ パート ☐ 有期雇用(年 月迄) ☐ アルバイト ☐ その他		
	勤務時間	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分 時 分～ 時 分 ☐ 交代制		
	給 与	☐ 月給 ☐ 日給 ☐ 時給 _____円		
	休 日	☐ 平日シフト制 ☐ 土曜 (半日・隔週) ☐ 日曜 ☐ 祝日		
	保障状況	☐ 賞与 ☐ 有給休暇 ☐ 社会保険 ☐ 厚生年金 ☐ 雇用保険 ☐ その他		

☐ これから就職（転職）活動を行ないたい。

☐ その他 (具体的に _____)

(別紙様式 8)

年 月 日

(宛先) 新 潟 市 長

氏名

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

○ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
		個人番号		住所（別居の場合）		
2	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
		個人番号		住所（別居の場合）		
3	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
		個人番号		住所（別居の場合）		
4	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
		個人番号		住所（別居の場合）		

【添付書類】

- ・ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- ・ この申立書は高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- ・ 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
 - ② あなたと生計を一にしている
 - ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が48万円以下
 - ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない